龍ケ崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和7年7月2日

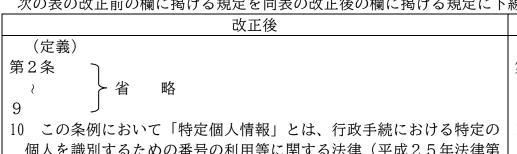
龍ケ崎市議会議長後藤敦志

龍ケ崎市条例第30号

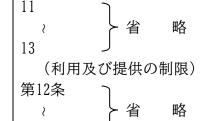
龍ケ崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

龍ケ崎市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年龍ケ崎市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第 27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第 9項に規定する特定個人情報をいう。

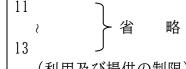


保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定 は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、 これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句 とする。

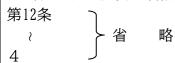


10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第 27号。以下「番号利用法」という。)第2条第9項に規定する特定 個人情報をいう。

改正前



(利用及び提供の制限)



5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第 29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適 用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右 欄に掲げる字句とする。

	省	略	
第38条	又は第	12条第	第12条第5項の規定により読み替えて適
第1項第	1 項及	び第2項	用する同条第1項及び第2項(第1号に係る
1号	の規定は	に違反し	部分に限る。)の規定に違反して利用されて
	て利用	されてい	いるとき、番号利用法第20条の規定に違反
	るとき		して収集され、若しくは保管されていると
			き、又は番号利用法第29条の規定に違反し
			て作成された特定個人情報ファイル (番号利
			用法 <u>第2条第10項</u> に規定する特定個人情
			報ファイルをいう。)に記録されているとき
ı	省	略	1

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情│第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情 報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事 項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。) を作成し、公表しなければならない。



2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しな | 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しな

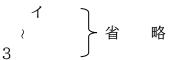
第38条又は第12条第第12条第5項の規定により読み替えて適 第1項第1項及び第2項用する同条第1項及び第2項(第1号に係る の規定に違反し部分に限る。)の規定に違反して利用されて て利用されていいるとき、番号利用法第20条の規定に違反 して収集され、若しくは保管されていると るとき き、又は番号利用法第29条の規定に違反し て作成された特定個人情報ファイル(番号利 用法第2条第9項に規定する特定個人情報 ファイルをいう。) に記録されているとき 省 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事 項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、 公表しなければならない。

11

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの



(開示請求権)

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を 本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 省 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の 決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長 が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内 容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する 機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しな い場合は、この限りでない。



\ \₀

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル
 - ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの



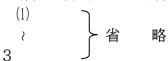
(開示請求権)

- 第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。
- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による 代理人(以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。)は、本人に代 わって前項の規定による開示の請求(以下<u>この章及び第48条におい</u> て「開示請求」という。)をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 省 略

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の 決定(以下<u>この章において</u>「開示決定」という。)に先立ち、当該第三 者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に 関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意 見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の 所在が判明しない場合は、この限りでない。



(訂正請求権)

第31条

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂 正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第32条

- 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請 │ 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請 求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定 めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

- 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれか に該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長 に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当 該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」 という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められてい るときは、この限りでない。
 - (1) 略
 - (2)
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下 「利用停止請求」という。)をすることができる。

(利用停止請求の手続)

第39条

(訂正請求権)

第31条

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この 章及び第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第32条

- 求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、 相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

- 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれか に該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長 に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当 該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章にお いて「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手 続が定められているときは、この限りでない。
 - (1)
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下 この章及び第48条において「利用停止請求」という。)をすること ができる。
- 略

(利用停止請求の手続)

第39条

- 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利 3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利

用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定<u>に</u>資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

用停止請求をした者(以下<u>この章において</u>「利用停止請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。